

平成 26 年 9 月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（平成 26 年 7 月内容）

有効求人数	28,133 人	対前年同月比 3.4%減（9 か月連続減少）
有効求職者数	39,213 人	対前年同月比 4.9%減（51 か月連続減少）
有効求人倍率	0.74 倍	対前月 同水準

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・若者、女性、障害者、高年齢者への就職支援の継続

2 平成 26 年労働災害発生状況 ―7 月末―

・死亡者数	8 人	前年比	4 人（100.0%）増加
・休業 4 日以上之死傷者数	808 人	前年比	9 人（1.1%）増加

県内 80 の関係事業者団体に対して、平成 26 年 8 月に労働災害防止の要請を行ったところです。

3 全国労働衛生週間（10 月 1 日～7 日）に係る説明会の実施

本年の全国労働衛生週間（10 月 1 日～7 日）は、「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」をスローガンに進められ、9 月 1 日から 30 日までの準備期間中に、県内 20 会場で説明会が開催されます。

4 職場の健康診断実施強化月間の実施

労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、全国労働衛生週間準備期間である 9 月を職場の健康診断実施強化月間と位置づけ、健康診断の実施徹底等の事項について集中的・重点的な指導等を行うこととしています。

7月の有効求人倍率は0.74倍で、 前月（0.74倍）と同水準

鹿児島県の7月の有効求人倍率(季節調整値)は0.74倍となり、前月(0.74倍)と同水準となりました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.18倍となり、前月(1.12倍)を0.06ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月に比べ5.4%減と3か月連続の減少となりました。

産業別では前年同月に比べ、運輸業、郵便業(4.1%増)は6か月ぶりの増加、医療、福祉(0.9%増)は3か月ぶりの増加、サービス業(11.1%増)は7か月連続の増加となりました。一方、建設業(15.7%減)は9か月連続の減少、製造業(10.3%減)は2か月ぶりの減少、卸売業、小売業(3.4%減)は3か月連続の減少、宿泊業、飲食サービス業(23.1%減)は2か月連続の減少となりました。

新規求職者数は前年同月に比べ8.4%減と2か月ぶりの減少となりました。

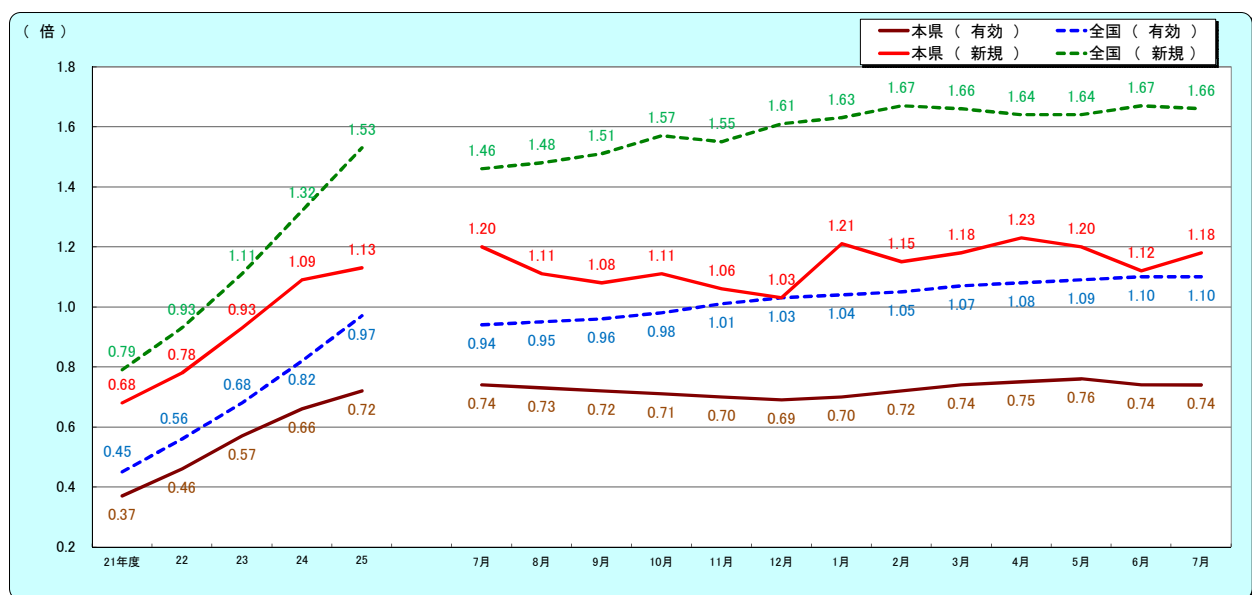
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(4.9%増)は2か月連続の増加、離職求職者(11.7%減)は7か月連続の減少、無業求職者(13.3%減)は12か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(18.2%減)は7か月連続の減少、自己都合離職者(9.0%減)は2か月ぶりの減少となりました。

政府の8月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、緩やかな回復基調が続いており、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつある。」として据え置きました。また、雇用情勢については、「着実に改善している。」として6か月連続で据え置きました。

鹿児島県の雇用情勢は、緩やかな持ち直しの動きが続いていたものの、有効求人倍率に足踏みが見られることから、今後の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



平成26年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職	16,597	16,595	16,424	15,531									65,147
	有効求人	12,618	12,115	12,027	12,667									49,427
	求人倍率	0.76	0.73	0.73	0.82									0.76
北薩地域	有効求職	5,827	5,579	5,450	5,204									22,060
	有効求人	3,805	3,622	3,452	3,547									14,426
	求人倍率	0.65	0.65	0.63	0.68									0.65
川内	有効求職	2,908	2,815	2,730	2,613									11,066
	有効求人	1,779	1,650	1,572	1,673									6,674
	求人倍率	0.61	0.59	0.58	0.64									0.60
出水	有効求職	2,212	2,080	2,078	1,978									8,348
	有効求人	1,496	1,427	1,346	1,382									5,651
	求人倍率	0.68	0.69	0.65	0.70									0.68
宮之城	有効求職	707	684	642	613									2,646
	有効求人	530	545	534	492									2,101
	求人倍率	0.75	0.80	0.83	0.80									0.79
大隅地域	有効求職	5,635	5,487	5,270	5,133									21,525
	有効求人	4,067	3,735	3,646	3,737									15,185
	求人倍率	0.72	0.68	0.69	0.73									0.71
鹿屋	有効求職	3,735	3,570	3,410	3,342									14,057
	有効求人	2,770	2,496	2,447	2,498									10,211
	求人倍率	0.74	0.70	0.72	0.75									0.73
大隅	有効求職	1,900	1,917	1,860	1,791									7,468
	有効求人	1,297	1,239	1,199	1,239									4,974
	求人倍率	0.68	0.65	0.64	0.69									0.67
南薩地域	有効求職	5,066	4,957	4,824	4,643									19,490
	有効求人	3,540	3,203	3,090	2,987									12,820
	求人倍率	0.70	0.65	0.64	0.64									0.66
加世田	有効求職	1,851	1,793	1,789	1,705									7,138
	有効求人	1,417	1,367	1,308	1,324									5,416
	求人倍率	0.77	0.76	0.73	0.78									0.76
伊集院	有効求職	2,011	1,970	1,909	1,793									7,683
	有効求人	1,267	1,017	999	941									4,224
	求人倍率	0.63	0.52	0.52	0.52									0.55
指宿	有効求職	1,204	1,194	1,126	1,145									4,669
	有効求人	856	819	783	722									3,180
	求人倍率	0.71	0.69	0.70	0.63									0.68
始良地域	有効求職	6,129	6,127	5,963	5,724									23,943
	有効求人	3,713	3,755	3,780	3,528									14,776
	求人倍率	0.61	0.61	0.63	0.62									0.62
国分	有効求職	5,254	5,297	5,197	5,010									20,758
	有効求人	3,250	3,323	3,354	3,082									13,009
	求人倍率	0.62	0.63	0.65	0.62									0.63
大口	有効求職	875	830	766	714									3,185
	有効求人	463	432	426	446									1,767
	求人倍率	0.53	0.52	0.56	0.62									0.55
熊毛地域	有効求職	739	752	885	874									3,250
	有効求人	543	510	521	536									2,110
	求人倍率	0.73	0.68	0.59	0.61									0.65
奄美地域	有効求職	2,025	2,089	2,113	2,104									8,331
	有効求人	1,192	1,139	1,120	1,131									4,582
	求人倍率	0.59	0.55	0.53	0.54									0.55
県計	有効求職	42,018	41,586	40,929	39,213									163,746
	有効求人	29,478	28,079	27,636	28,133									113,326
	求人倍率	0.70	0.68	0.68	0.72									0.69

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域 …鹿児島
北薩地域 …川内、出水、宮之城
大隅地域 …鹿屋、大隅
南薩地域 …加世田、伊集院、指宿

始良地域 …国分、大口
熊毛地域 …熊毛
奄美地域 …名瀬

労働災害の死傷者数が増加!!

平成 26 年 1 月から 7 月末までの休業見込み 4 日以上の労働災害の発生状況については、前年同期より 9 人(1.1%)増加の 808 人発生しています。

業種別にみると、第 12 次労働災害防止計画で重点業種として、いる運輸交通業、商業、保健衛生業及び接客娯楽業について、昨年同期比での増加が顕著となっています。

7 月末までの死亡者数は、前年同期より 4 人(100.0%)増加の 8 人と倍増しています。

平成 26 年 8 月 26 日現在の死亡災害をみると、昨年同期の 5 人に対して、今年は 11 人となっています。

業種別にみると、製造業が 3 人、建設業及び運輸交通業が 2 人ずつ、昨年より増加しています。

昨年に引き続き、今年も増加傾向にある現状に際し、鹿児島労働局としては、今月（平成 26 年 8 月）、県内約 80 の関係事業者団体に対して、労働災害防止の要請を行いました。

（労働基準部健康安全課）

平成26年 業種別死傷災害発生状況（7月末）

鹿児島労働局

	平成26年		平成25年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	808	8	799	4	9	4
1 製造業	164	2	165	0	-1	2
1 食料品製造業	98	1	97		1	1
4 木材・木製品製造業	12		10		2	
9 窯業土石製品製造業	8		10		-2	
11～12 金属製品製造業	12		7		5	
13～15 機械機具製造業	13		11		2	
上記以外の製造業	21	1	30		-9	1
2 鉱業	2		2			
3 建設業	121	3	142	1	-21	2
1 土木工事業	47	1	54	1	-7	
2 建築工事業	62	2	75		-13	2
3 その他の建設業	12		13		-1	
4 運輸交通業	110	2	100		10	2
1 鉄道・航空機業	2		3		-1	
2 道路旅客運送業	10	1	5		5	1
3 道路貨物運送業	98	1	92		6	1
4 その他の運輸交通業						
5 貨物取扱業	7	1	6		1	1
1 陸上貨物取扱業	3		1		2	
2 港湾運送業	4	1	5		-1	1
6 農林業	44	0	48	1	-4	-1
1 農業	20		23		-3	
2 林業	24		25	1	-1	-1
7 畜産・水産業	40		49	1	-9	-1
8 商業	133		114		19	
1 卸売業	20		21		-1	
2 小売業	101		86		15	
3 理美容業						
4 その他の商業	12		7		5	
9 金融・広告業	4		8		-4	
11 通信業	7		8		-1	
12 教育・研究業	8		6		2	
13 保健衛生業	83		68		15	
1 医療保健業	34		29		5	
2 社会福祉施設	46		38		8	
3 その他の保健衛生業	3		1		2	
14 接客娯楽業	49		40	1	9	-1
1 旅館業	11		8	1	3	-1
2 飲食店	25		19		6	
3 その他の接客娯楽業	13		13			
上記以外の事業	36		43		-7	
10 映画・演劇業			1		-1	
15 清掃・と畜業	19		16		3	
16 官公署						
17 その他の事業	17		26		-9	
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）	101	1	93		8	1
第三次産業（8～17）	320		287	1	33	-1

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災害者を翌月7日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

平成26年 死亡災害事例(8月26日)

鹿児島労働局

番号	発生年月	業 種	被災時の職種	性別	年齢	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
1	平成26年 1 月	道路貨物運送業	運転手	男	44	交通事故(道路)	トラック	最大積載量2トンの事業用貨物バンを運転して、宅配物の集荷場所に向かって下り坂の公道を走行していたところ、キャビネット(運転台)後部が上がり前方に倒れたため、停車後、運転席から降りてキャビネットを戻し終えた頃に、当該車両が前進し始めたため、キャビネットの前で止めようとしたが、当該車両とブロック塀との間に体を挟まれたもの。
2	平成26年 1 月	道路旅客運送業	清掃作業員	女	64	激突され	バス	当日の運行を終了して車庫に戻ってきたバスに、清掃作業員であった被災労働者が車庫敷地内で轢かれたもの。
3	平成26年 2 月	土木工事業	配管工	男	49	はさまれ・巻き込まれ	その他の動力 クレーン等	汚水管の補修作業を行うため、被災者が巻き上げ装置のスイッチを入れてドラム(直径18cm)を回転させ、ワイヤロープ(直径12mm)をドラムに巻きつけた時、着用していた皮手袋の先端がワイヤロープとドラムに挟まれて、体ごと巻き込まれたもの。
4	平成26年 4 月	食料品製造業	農作業員	男	73	墜落・転落	その他の一般 動力機械	農業用トラクターで畑を耕していた際、畑の端で転回させようとして後進したところ、誤って約1.5メートルの土手下に農業用トラクターごと転落し、その下敷きとなり死亡したもの。

番号	発生年月	業 種	被災時の職種	性別	年齢	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
5	平成26年 4 月	電気・ガス・水道業	作業員	男	51	その他	その他の環境等	午前9時頃、被災者は、一人で浄水場回りの藪の中に入り、落ち葉を熊手でかき集める作業を行っていたところ、突然、ハブに右手甲部分を咬まれたので自ら車を運転し、ハブの血清がある診療所に向かった。午前10時40分頃、被災者は、診療所で血清を打ったが、次第に意識がなくなり、午後0時40分、心肺停止により死亡した。
6	平成26年 5 月	建築工事業	現場代理人	男	58	墜落・転落	屋根	ホテルの外壁等改修工事において、元請の現場代理人が鉄骨造の躯体から約1メートル外に張り出している高さ約7.8メートルの屋根の強度を調査するために同屋根に乗ったところ、崩壊し、同屋根と共に墜落したものの。
7	平成26年 5 月	建築工事業	作業員	男	29	墜落・転落	はしご等	個人住宅の太陽光発電パネル設置工事において、被災者が電動工具を持って建屋の屋根(軒高7.6m)に掛けていたはしごを降りていたところ、地上に墜落したものの。
8	平成26年 7 月	港湾荷役業	作業員	男	42	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	当日18時から、被災者がトラックコンテナ内で荷の搬出作業を行っていたところ、18時20分、熱中症とみられる意識障害を起こして倒れ、8日後の8月2日に死亡したものの。災害発生時、コンテナ内の温度は約40度、湿度も高い状態であった。 当日、被災者は7時から17時までは屋外で木材搬入作業を行い、1時間休憩していた。

番号	発生年月	業 種	被災時の職種	性別	年齢	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
9	平成26年 8 月	小売業	販売員	男	53	はさまれ・巻き込まれ	トラック	給油所に勤務する被災者が軽油を配達しようとして、スターターが故障しているタンクローリー車(容量3kL最大積載量2790kg)を駐車場の下り坂(傾斜三度)を利用してエンジンを掛けるため、一人で車庫から駐車場に出そうと前に押したところ、車が片方の柱に寄り過ぎたため、車と柱との間に体を挟まれ、車は駐車場の別の車に当たって止まったもの。
10	平成26年 8 月	旅館業	バス運転手	男	60	墜落・転落	屋根	事業場に所属する送迎バスの運転手である被災者が、敷地内のバス用車庫において、もう一人の同僚と共に車庫の屋根の明取り部分(PVC波板)を張り替える作業を行っていたところ、スレート波板を踏み抜いて3.6メートル下のコンクリート床に転落したもの。なお、被災者は災害から4日後の8月17日に死亡した。
11	平成26年 8 月	その他の製造業	作業員	男	69	墜落・転落	その他の一般動力機械	被災者は、ビニール等の破砕機の刃を交換するため、コンクリート床面から2.07mの高さにある破砕機の作業台上で刃の取付けボルトをレンチを使って外していたところ、作業台から転落したもの。当日9時30分頃、頭から大量に出血し、破砕機の上に倒れている被災者を工場長が発見した。

平成26年 重大災害事例(交通事故を含む)(8月26日)

鹿児島労働局

番号	発生年月	業 種	被災時の職種	性別	年齢	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)	死亡	負傷
1	平成26年1月	土木工事業	土工	男	37	中毒	溶接装置	水力発電所建設工事において、縦坑150m径610mm、横坑301m幅2.4m高さ2.5mの交差部で、コンクリート打設用型枠の控えの鉄筋をエンジン溶接機でアーク溶接作業中、坑内にいた作業員5人中、3人が気分が悪くなり病院へ搬送された。 アーク溶接作業を行っていたのは、労働者のうち1人であったが、少し離れたところで足場や型枠の組み立て作業に従事2人も被災したものの。		3人
			土工	男	41					
			土工	男	51					
2	平成26年4月	教育・研究業	事務補助	女	24	火災高熱物	自然環境等	企業グループの新入社員研修において、研修の一環として実施した宗教法人での護摩行中、参加した98名のうち4名が炎の輻射熱で火傷を負ったもの。		4人
			事務補助	女	22					
			事務補助	男	26					
			事務補助	女	28					
3										

※ 重大災害とは、一時に3人以上の死傷者を伴う災害である。

第 65 回全国労働衛生週間の説明会が 9 月 5 日から 24 日までの間、県内 20 会場で開催されます

昭和 25 年からはじまり今年で第 65 回を迎える全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保をすることを目的に開催されます。

本年の全国労働衛生週間は、「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」をスローガンに進められ、10 月 1 日から 7 日までを本週間とし、9 月 1 日から 30 日までを準備期間として展開されます。

平成 26 年度の実施要綱は別添 1 のとおりであり、準備期間中に、全国労働衛生週間の説明会が別添 2 の日程表のとおり労働基準監督署ごとに開催されます。

(労働基準部健康安全課)



第65回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。

10月1日～7日を本週間、9月1日～30日を準備期間として、それぞれの職場での安全衛生についての見回りやスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

<スローガン>

みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理

平成26年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっていること、また労働者の健康確保の観点から健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく事後措置などの適切な実施が重要となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。513点の応募作品の中から決定しました。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

日ごろの労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図りましょう。

- | | |
|---|--|
| ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進 | セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底 |
| イ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進 | ソ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進 |
| ウ 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化 | タ 化学物質の管理の推進 |
| エ 作業環境管理の推進 | チ 石綿障害予防対策の徹底 |
| オ 作業管理の推進 | ツ 酸素欠乏症等の防止対策の推進 |
| カ 健康管理の推進 | テ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実 |
| キ 労働衛生教育の推進 | ト 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進 |
| ク 職場における受動喫煙防止対策の推進 | ナ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進 |
| ケ 粉じん障害防止対策の徹底 | ニ 職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進 |
| コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 | ヌ 職場における風しん対策ガイドラインに基づく取組みの促進 |
| サ 熱中症予防対策の徹底 | ネ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進 |
| シ 電離放射線障害防止対策の徹底 | |
| ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底 | |

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



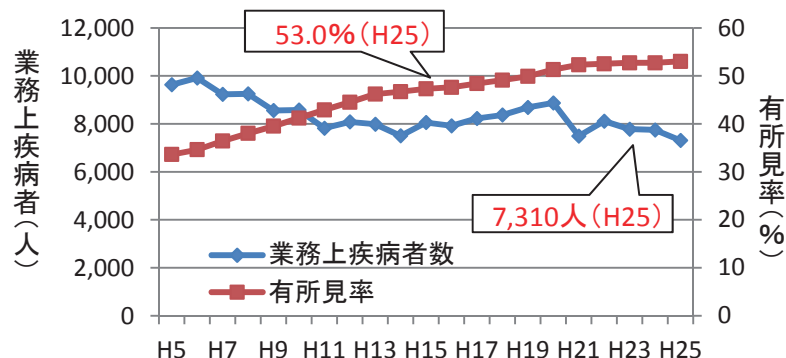
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

主な取組事項・支援体制

健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく保健指導など、労働者の健康管理を進めてください。

労働衛生の現状

(業務上疾病者数・定期健診有所見率の推移)



※各年の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告などに関する統計結果を公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei11/index.html>

メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策に関する指針などを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>

こころの耳

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

携帯サイト
(QRコード)



産業保健総合支援センター・地域窓口

■産業保健総合支援センター

産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、研修などを実施しています。

<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

■産業保健総合支援センターの地域窓口

労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人などを対象に、健康相談の実施などの産業保健サービスを提供しています。

第8次粉じん障害防止総合対策

平成25年度～29年度までの5年間、第8次粉じん障害防止総合対策を推進します。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0309-1.html>

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

腰痛予防対策

休業4日以上職業性疾患のうち、6割を占める職場での腰痛。社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、昨年度に指針を改定し、適用範囲を福祉・医療分野などに広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法を加えました。また、指針に基づく腰痛予防講習会を実施しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>
http://www.iisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html

熱中症予防対策

9月も気温が高いと予想されるため、通知（平成26年5月29日付 基安発0529第1号）に基づいた職場での熱中症対策を推進してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000047141.html>

化学物質管理

事業場における適正な化学物質管理の実施を促進するため、SDS（安全データシート）をリスクアセスメントにどのように活用するのか等に関する、事業者からの相談窓口を開設しました。

TEL : 03-6231-0133

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei03.html>

第12次労働災害防止計画

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年～29年の5年間を対象とする「第12次労働災害防止計画」を実施しています。

全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数（休業4日以上）とも15%（平成24年比）以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾患対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中の目標を設定しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei21/index.html

平成 26 年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 65 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。我が国における業務上疾病の被災者は長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は 7,310 人と前年から約 6%減少した。一方、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成 25 年は 53.0%と職場での健康リスクは依然として存在していることから、労働者の健康確保の観点から、健康診断の実施を徹底し、健診結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施していくことが重要となっている。

我が国の自殺者は平成 25 年は前年から減少して引き続き 3 万人を下回ったが、約 2,300 人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者がいること、精神障害等による労災認定件数が平成 25 年も前年に引き続き 400 人を超えていること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みは依然として重要な課題となっている。

さらに一昨年には、印刷事業場において化学物質を使用していた労働者に、高い頻度で胆管がんが発生していた事案が判明した。このような化学物質による健康障害等の防止のため、印刷事業場に限らず、化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート（SDS）等を通じて入手した危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっている。

こうした状況に対応するため、改正労働安全衛生法が平成 26 年 6 月 25 日に公布されたところ、その主な内容は、①事業者は、一定の危険性・有害性を有する化学物質のリスクアセスメントを実施すること（平成 28 年 6 月までに施行予定）、②事業者は、労働者に対しストレスチェックを実施すること（労働者数 50 人以上の事業場は義務、50 人未満は努力義務）、また、その結果、一定の要件に該当する労働者の申出に応じて医師による面接指導を実施すること（平成 27 年 12 月までに施行予定）、③事業者は、事業者及び事業場の実情に応じ適切な受動喫煙防止措置を講じるよう努めること（平成 27 年 6 月までに施行予定）等となっている。

また、平成 25 年度から、平成 29 年度までの 5 か年を計画期間とする第 12 次労働災害防止計画が実施されており、重点とする健康確保・職業性疾病対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、具体的な数値目標を設定しているところであり、それらの対策の目標の達成をはじめとしたさらなる健康確保対策等の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、

健康を確保する必要がある。

このような観点から、今年度は、

「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」

3. 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) 改正労働安全衛生法を周知する。
- (6) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記８の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

１０．実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

なお、震災の影響で事業活動を縮小している事業場等においては、実施事項を絞る、震災により特に影響を受けた事項に重点を置いて点検をするなど自社の状況に応じた取組とすること。また、準備期間中においては夏季の電力需給対策を踏まえて取り組むこと。

（１）全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

（２）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

- ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - （ア）事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
 - （イ）衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - （ウ）４つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
 - （エ）職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組みの実施
 - （オ）自殺予防週間（９月１０日～９月１６日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組みの実施
- イ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - （ア）時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- (イ) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
 - (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
 - (エ) 小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- ウ 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - (ウ) 衛生委員会の開催とその活動の活性化
 - (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - (オ) 現場管理者の職務権限の確立
 - (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実
- エ 作業環境管理の推進
- (ア) 有機溶剤等の有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施とその結果の周知並びにその結果に基づく作業環境の改善
 - (イ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
 - (ウ) 粉じん等健康障害のおそれのある物質を取り扱う作業場所の清掃及び清潔の保持の徹底
 - (エ) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善
- オ 作業管理の推進
- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- カ 健康管理の推進
- 労働者の健康確保の推進のため、健康診断及び事後措置の実施の徹底を図る必要があることから、労働衛生週間準備期間である９月を「職場の健康診断実施強化月間」として位置づけ、以下について重点的に取り組む。
- (ア) 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
 - (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携

- (エ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- キ 労働衛生教育の推進
 - (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- ク 職場における受動喫煙防止対策の推進
 - (ア) 職場の全面禁煙又は有効な喫煙室の設置による空間分煙等の受動喫煙防止対策の推進
 - (イ) 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育の実施
 - (ウ) 職場の受動喫煙防止対策に関する支援制度（労働衛生コンサルタント等の専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- ケ 粉じん障害防止対策の徹底
 - (ア) 第8次粉じん障害防止総合対策に基づく粉じん障害防止総合対策推進強化月間としての次の事項を重点とした取組みの推進
 - a. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
 - b. 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
 - c. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - d. 離職後の健康管理
 - (イ) 改正粉じん障害防止規則に基づく取組みの推進
- コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

平成25年6月18日付け基発0618第1号にて改訂した新しい腰痛予防対策指針に係る以下の対策を推進すること。

 - (ア) 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進
 - (イ) 腰痛予防に関する労働衛生教育の実施
 - (ウ) 作業標準の策定
 - (エ) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会の活用
- サ 熱中症予防対策の徹底
 - (ア) 暑さ指数（WBGT値：湿球黒球温度）の活用、自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取、熱中症を考慮した労働衛生管理・労働衛生教育等の取組みの推進
 - (イ) 夏季の電力需給対策を受けた事務所・作業場の室内温度の設定を踏まえた熱中症予防対策の推進
- シ 電離放射線障害防止対策の徹底
- ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

- ソ V D T 作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるV D T 作業における労働衛生管理対策の推進
- タ 化学物質の管理の推進
 - (ア) S D S 及びラベルによる化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用
 - (イ) 化学物質による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等を始めとする自律的管理の推進
 - (ウ) 作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進
 - (エ) 化学物質によるばく露防止のための保護具の着用等の徹底
 - (オ) 建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止
 - (カ) 建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止
 - (キ) ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱に基づくダイオキシン類ばく露防止措置の実施
 - (ク) ナノマテリアルに対するばく露防止対策の徹底
 - (ケ) 有機溶剤等化学物質を使用する事業場におけるばく露防止対策の徹底
- チ 石綿障害予防対策の徹底
 - (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
 - (イ) 吹き付け石綿又は石綿含有断熱材等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底
 - (ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底
 - (エ) 離職後の健康管理の推進
- ツ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
 - (ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - (イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- テ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
- ト 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ナ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進
- ニ 職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進
- ヌ 職場における風しん対策ガイドラインに基づく取組みの促進
- ネ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進
 - (ア) 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
 - (イ) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底

(ウ) 平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号に基づく東電福島第一原発における
事故の教訓を踏まえた対応の徹底

平成26年度全国労働衛生週間説明会日程表

	日 時			会 場	所在地
鹿 児 島 署 管 内	9月5日	(金)	13時30分～	指宿市民会館	指宿市東方
	9月8日	(月)	13時30分～	枕崎市市民会館	枕崎市千代田町
	9月9日	(火)	13時30分～	南さつま市総合保健福祉センター ふれあいかせだ いにしへホール	南さつま市加世田川畑
	9月9日	(火)	13時30分～	シーサイドガーデンさのさ	いちき串木野市長崎町
	9月10日	(水)	13時30分～	鹿児島総合卸商業団地協同組合	鹿児島市卸本町
	9月12日	(金)	13時30分～	鹿児島県歴史資料センター 黎明館	鹿児島市城山町
	9月19日	(金)	10時00分～	屋久島環境文化村センター	屋久島町宮之浦
	9月24日	(水)	14時00分～	種子島建設会館	西之表市鴨女町
管 川 内 署	9月9日	(火)	13時30分～	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町
	9月11日	(木)	14時～	出水市音楽ホール	出水市文化町
管 鹿 屋 署	9月17日	(水)	13時30分～	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田町
	9月18日	(木)	13時30分～	志布志交通安全協会	志布志市志布志町志布志
署 加 管 治 内 木	9月17日	(水)	14時～	伊佐市文化会館	伊佐市大口鳥巢
	9月19日	(金)	14時～	加音ホール	姶良市加治木町木田
名 瀬 署 管 内	9月5日	(金)	13時30分～	瀬戸内町中央公民館	大島郡瀬戸内町古仁屋
	9月8日	(月)	14時～	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花
	9月9日	(火)	14時～	和泊町中央公民館	大島郡和泊町和泊
	9月11日	(木)	10時～	奄美振興会館	奄美市名瀬長浜町
	9月16日	(火)	14時～	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連
	9月18日	(木)	13時30分～	徳之島建設業会館	大島郡徳之島町亀津

9 月は「職場の健康診断実施強化月間」です

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2014 において、「健診受診率の向上」が目標として掲げられています。

その達成のため、労働安全衛生法に基づく健康診断及び事後措置を改めて徹底し、労働衛生週間準備期間である 9 月を職場の健康診断実施強化月間と位置づけ、次の事項について集中的・重点的な指導等を行うこととしています。（別添参照）

- ・ 健康診断の実施、医師からの意見聴取
- ・ 一般健康診断結果に基づく医師等の保健指導の実施
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・保健指導との連携
- ・ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

（労働基準部健康安全課）

労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう ～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆健康診断の種類◆

事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断（安衛則第43条）	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断（安衛則第44条）	常時使用する労働者（次項の特定業務従事者を除く）	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断（安衛則第45条）	労働安全衛生規則第13条第1項第2号（※1）に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断（安衛則第45条の2）	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便（安衛則第47条）	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

※1: 労働安全規則第13条第1項第2号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

また、次の有害な業務に常時従事する労働者等に対し、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごとに1回（じん肺健診は管理区分に応じて1～3年以内ごとに1回）、それぞれ特別の健康診断を実施しなければなりません。

特殊健康診断	・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者（有機則第29条） ・鉛業務に常時従事する労働者（鉛則第53条） ・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者（四アルキル鉛則第22条） ・特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した在籍労働者（一部の物質に係る業務に限る）（特化則第39条） ・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者（高圧則第38条） ・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者（電離則第56条） ・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者（除染則第20条） ・石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことがある在籍労働者（石綿則第40条）
じん肺健診	・常時粉じん作業に従事する労働者及び従事したことがある管理2又は管理3の労働者（じん肺法第3条、第7～10条） 注：じん肺の所見があると診断された場合には、労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。
歯科医師による健康診断	（歯科医師による健康診断） ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者（安衛則第48条）

なお、VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等の特定の業務については、それぞれ特定の項目について、健康診断を実施するよう指針・通達等が発出されています。詳細は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせいただき、労働者の健康管理に努めましょう。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

◆一般健康診断の項目◆

雇入れ時健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

雇入れ時の健康診断（安衛則第43条）	定期健康診断（安衛則第44条）
1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査 5 血圧の測定 6 貧血検査（血色素量及び赤血球数） 7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） 8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド） 9 血糖検査 10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査） 11 心電図検査	1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長 ^(※2) 、体重、腹囲 ^(※2) 、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査 ^(※2) 及び喀痰検査 ^(※2) 5 血圧の測定 6 貧血検査（血色素量及び赤血球数） ^(※2) 7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） ^(※2) 8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド） ^(※2) 9 血糖検査 ^(※2) 10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査） 11 心電図検査 ^(※2)

※2: 定期健康診断(安衛則第44条)における健康診断の項目の省略基準

定期健康診断については、以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

項目	医師が必要でないと認める時に左記の健康診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹囲	1. 40歳未満(35歳を除く)の者 2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3. BMIが20未満である者(BMI(Body Mass Index)=体重(kg)/身長(m) ²) 4. BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1. 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の者 2. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	1. 胸部エックス線検査を省略された者 2. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	35歳未満の者及び36～39歳の者

なお、特殊健康診断等については、それぞれの健診ごとに特別な健康診断項目が定められています。詳しくは都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

◆健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項◆

1. 健康診断の結果の記録

健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておくなくてはなりません。(安衛法第66条の3)

2. 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師(歯科医師による健康診断については歯科医師)の意見を聞かなければなりません。(安衛法第66条の4)

3. 健康診断実施後の措置

上記2による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。(安衛法第66条の5)

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。(安衛法第66条の6)

5. 健康診断の結果に基づく保健指導

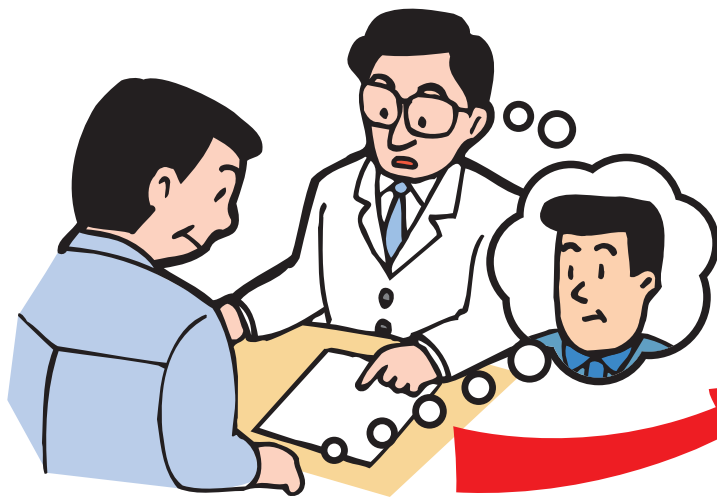
健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。(安衛法第66条の7)

6. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

健康診断(定期のものに限る。)の結果は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。(安衛則44条、45条、48条の健診結果報告書については、常時50人以上の労働者を使用する事業者、特殊健診の結果報告書については、健診を行った全ての事業者。)(安衛法第100条)

このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。(2013.03)

労働安全衛生法に基づく 健康診断実施後の措置について



健診年月日	○年 ○月○○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名®	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の 氏名®	○○ ○○

● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業場所の変更
 - ② 作業の転換
 - ③ 労働時間の短縮
 - ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる
- 等、適切な措置を講じなければなりません。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

健康診断の種類

(法：労働安全衛生法)

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断※ ¹ 等）	法第 66 条第 1 項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第 66 条第 2 項
歯科医師による健康診断	法第 66 条第 3 項
自発的健康診断	法第 66 条の 2
その他の健康診断	法第 66 条第 4 項、第 5 項ただし書き

※ 1 労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

健康診断の実施とその後の手順等

